



# 鳥取県公報

平成 26 年 7 月 15 日 (火)  
第 8 6 1 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	<p>審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正 (518) (県民課) . . . . . 2</p> <p>特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2 件) (519・520) (東部振興課) . . . . . 2</p> <p>鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (521) (障がい福祉課) . . . . . 3</p> <p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の指定 (522) (医療指導課) . . . . . 3</p> <p>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の失効 (523) (〃) . . . . . 4</p> <p>保安林の指定の解除予定 (2 件) (524・525) (森林づくり推進課) . . . . . 5</p> <p>収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (526) (会計指導課) . . . . . 6</p> <p>指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (527) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6</p> <p>指定居宅サービス事業者の指定 (528) (東部福祉保健事務所) . . . . . 6</p> <p>指定介護予防サービス事業者の指定 (529) (〃) . . . . . 6</p> <p>指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (530) (〃) . . . . . 7</p> <p>指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (531) (〃) . . . . . 7</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビスの事業の廃止の届出 (532) (〃) . . . . . 7</p>
-------	---

# 告 示

## 鳥取県告示第518号

平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）の一部を次のように改正し、平成26年7月15日から施行する。

平成26年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1～6 略 7 会議録及び会議資料の公開 （1） 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を県民課等及び担当課で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。 （2） 略 8～10 略	1～6 略 7 会議録及び会議資料の公開 （1） 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を県民課等及び担当課で閲覧に供するとともに、 <u>会議録</u> をとりネットに掲載するものとする。 （2） 略 8～10 略

## 鳥取県告示第519号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年8月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さくらんぼ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
稲村 弘道
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、福祉サービスを必要とする障害児、障害者に対して、福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第520号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年8月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月27日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おあしす

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河上 良枝

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市国府町分上二丁目266-2

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する小規模で家庭的な介護福祉事業を出発点に、障害者や児童等にも優良かつ利用者の立場に立った福祉サービスを展開していくことにより、地域の福祉および教育の向上と、それを通して生み出されるまちづくりや文化の創造につながる道筋となることを目的とする。

**鳥取県告示第521号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

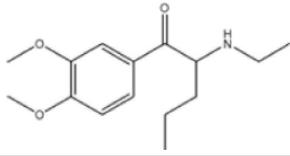
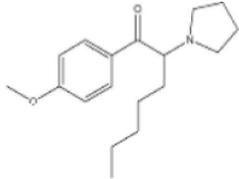
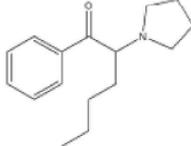
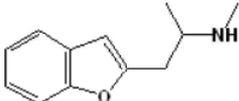
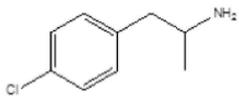
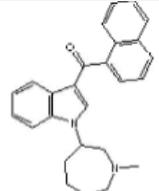
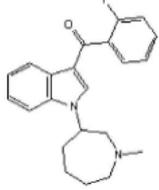
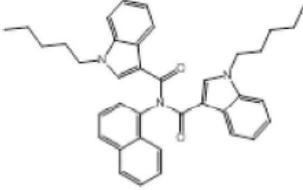
名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
アルコール健康障害対策基本法普及啓発業務委託プロポーザル審査会	アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）の普及啓発業務に係る受託者の選定に関する事項	平成26年7月15日から平成27年3月31日まで	障がい福祉課

**鳥取県告示第522号**

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条第7号の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成26年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	構造式
DL-4662	1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(エチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類	
4MeO-α-PHPP	1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類	
α-PHP	1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類	
2-MAPB	1-(ベンゾフラン-2-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	
4C1-AMP	1-(4-クロロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	
AM-1220 アゼパン異性体	[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル] (ナフトレン-1-イル)メタノン及びその塩類	
AM-2233 アゼパン異性体	(2-ヨードフェニル) [1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類	
BiPICANA	N-(ナフトレン-1-イル)-1-ペンチル-N-(1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボニル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	

## 鳥取県告示第523号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	指定年月日	失効年月日
2C-N	2-(2,5-ジメトキシ-4-ニトロフェニル)エタンアミン及びその塩類	平成26年4月8日	平成26年7月11日
1-[ (3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン	1-[ (3-メチルフェニル)メチル]ピペラジン及びその塩類	〃	〃
ADB-PINACA	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	〃	〃

#### 鳥取県告示第524号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡伯耆町岩立字榭水高原8の2・9の2（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
国立公園事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第525号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡伯耆町岩立字榭水高原9の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び伯耆町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第526号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成26年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成26年7月11日	米子市東福原六丁目11-1	米子信用金庫北支店皆生出張所

#### 鳥取県告示第527号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月15日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
医療法人社団藤井外科医院	なるみ介護支援センター	米子市奥谷1157	平成26年7月4日	平成26年7月7日

#### 鳥取県告示第528号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エヌ・ビー・ラボ	通所介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市卯垣5-8	平成26年7月7日	通所介護

#### 鳥取県告示第529号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社エヌ・ビー・ラボ	通所介護事業所エルスリー鳥取	鳥取市卯垣5-8	平成26年7月7日	介護予防通所介護

## 鳥取県告示第530号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社イヌイ	イヌイ薬局トスク吉方店	鳥取市吉方温泉四丁目603	平成26年6月12日	平成26年6月11日	居宅療養管理指導

## 鳥取県告示第531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社イヌイ	イヌイ薬局トスク吉方店	鳥取市吉方温泉四丁目603	平成26年6月12日	平成26年6月11日	介護予防居宅療養管理指導

## 鳥取県告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年7月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日

		の名称	の所在地		
特定非営利活動 法人鳥取県自閉 症協会	鳥取市瓦町 601	明日葉	鳥取市瓦町601	自立訓練（生活訓 練）、就労継続支 援B型	平成26年7月 31日